



鳥取県公報

平成15年10月14日(火)

号外第130号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(81)(行政経営推進課).....	2
	鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則(82)(景観自然課).....	9
	鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(83)(福祉保健課).....	10
	看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(84)(医務薬事課).....	10
	港湾法施行細則の一部を改正する規則(85)(空港港湾課).....	12
人委規則	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(27)(給与課).....	13

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 鳥取県部設置条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 次に掲げる附属機関を新設することとした。(第18条関係)
 - 鳥取県内水面利用調整委員会
 - 鳥取県文化芸術振興審議会
- 施行期日等
 - この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則等について、所要の規定の整備を行うこととした。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

- 景観形成地域内において建築基準法に規定する建築物等の新築等の特定行為を行おうとする際に届出を要しない公共的団体について、次のとおり改めることとした。(第11条関係)
 - 緑資源公団及び日本鉄道建設公団を削ること。
 - 独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を加えること。
- この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

- 劇場、映画館又は演芸場等の公共的施設のうち一定規模以上のものの新築等に係る届出義務等の規定が適用除外となる者について、次のとおり改めることとした。(別表第4関係)
 - 日本鉄道建設公団、緑資源公団及び水資源開発公団を削ること。
 - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人水資源機構を加えること。
- この規則は、公布の日から施行することとした。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 看護職員養成施設を卒業した看護職員がその業務に従事する施設のうち、一定の条件を満たせば看護職員修学資金の返還に係る債務の履行が猶予されるものの一部を次のとおり改めることとした。(第13条関

係)

改正後	現行
児童福祉法の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関	児童福祉法の規定により指定された国立療養所
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この規則は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第81号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下本則において「削除条項」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下本則において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 本庁 第1節 部等、局、課等の設置(第5条・第6条) 第2節 分掌事務(第6条の2 - 第14条) 第3節 略 第3章 略 第4章 地方機関 第1節 略 第1節の2 防災監の所管に属する機関(第20条の2・第20条の3)	目次 第1章 略 第2章 本庁 第1節 部、局、課等の設置(第5条 - 第6条の2) 第2節 分掌事務(第7条 - 第14条) 第3節 略 第3章 略 第4章 地方機関 第1節 略

第2節～第8節の2 略
第9節 略

第10節 略
第5章 略
附則

(機関の分類)

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部等」という。）並びに部等の下に設けられる局及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)及び(2) 略

(3) 法第158条第1項の規定に基づき設置される本庁以外の分課機関

(4) 略

(部等及び局の名称等)

第5条 鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された部等は、次のとおりである。

防災監

総務部

企画部

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 略

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部等	局及び課	内部組織
防災監	防災危機管理課	企画係・防災基盤係
	消防課	消防係・保安係・消防防災情報室
総務部	総務課	総務係・文書係・法制室

第2節～第8節の2 略
第8節の3 略

第9節 防災監の所管に属する機関（第156条の25・第156条の26）

第10節 略
第5章 略
附則

(機関の分類)

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条の規定に基づき設置される部並びに部の下に設けられる局及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）並びに防災監及び部の外に置かれる参事及び課をいう。

3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)及び(2) 略

(3) 法第158条第6項の規定に基づき設置される本庁以外の分課機関

(4) 略

(部及び局の名称等)

第5条 鳥取県部設置条例（平成6年3月鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された部は、次のとおりである。

総務部

企画部

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 略

3 消防及び防災に関する事務を処理させるため、部の外に防災監並びに防災危機管理課及び消防課を置く。

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部	局及び課	内部組織
総務部	総務課	総務係・文書係・法制室
	略	
略		

略
略

第2節 分掌事務

(防災監各課の所掌事務)

第6条の2 防災監各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

- (1) 災害対策の総括に関する事。
- (2) 原子力災害対策の総括に関する事。
- (3) 防災に係る危機管理システムに関する事。
- (4) 災害復興推進の総括に関する事。
- (5) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整(防衛施設庁に係るものを除く。)に関する事。
- (6) 防災監の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事。

消防課

- (1) 県の消防事務に関する事。
- (2) 電気工事業及び電気工事並びに電気製品の安全に関する事。
- (3) 高圧ガス等の保安に関する事。
- (4) 火薬類及び猟銃等の製造販売の許可に関する事。
- (5) 消防防災情報システムに関する事。
- (6) 消防防災ヘリコプターの運行管理に関する事。
- (7) 消防学校に関する事。

(部の外に置く課の内部組織の設置)

第6条の2 第5条第3項の規定により部の外に置かれる次の表の左欄に掲げる課に、内部組織として同表の右欄に定める係を置く。

防災危機管理課	企画係・防災基盤係
消防課	消防係・保安係・消防防災情報室

第2節 分掌事務

(部の外に置く課の所掌事務)

第13条の2 部の外に置く各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

- (1) 災害対策の総括に関する事。
- (2) 原子力災害対策の総括に関する事。
- (3) 防災に係る危機管理システムに関する事。
- (4) 災害復興推進の総括に関する事。
- (5) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整(防衛施設庁に係るものを除く。)に関する事。

(内部組織の所掌事務)

第14条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管部長(防災監を含む。以下同じ。)及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制)

第15条 部等、局及び課に、それぞれその長を置き、その事務を掌理する。

2～5 略

6 部等及び地方機関の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部等に理事監及び参事監を、部等又は地方機関に参事を置くことができる。

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県防炎会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防炎に関する事務	防炎危機管理課

(6) 防炎監、防炎危機管理課及び消防課の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

消防課

(1) 県の消防事務に関すること。

(2) 電気工事業及び電気工事並びに電気製品の安全に関すること。

(3) 高圧ガス等の保安に関すること。

(4) 火薬類及び猟銃等の製造販売の許可に関すること。

(5) 消防防炎情報システムに関すること。

(6) 消防防炎ヘリコプターの運行管理に関すること。

(7) 消防学校に関すること。

(内部組織の所掌事務)

第14条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管部長及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制)

第15条 部、局及び課に、それぞれその長を置き、その事務を掌理する。

2～5 略

6 部及び地方機関の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部に理事監及び参事監を、部又は地方機関に参事を置くことができる。

7 防炎時の危機管理に関する事務を担当させるため、部の外に防炎監を置き、防炎危機管理課及び消防課の事務を掌理する。また、知事が必要と認めるときは、部の外に理事監、参事監及び参事を置くものとし、防炎監がその事務を掌理する。

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関

鳥取県私立 学校審議会	私立学校法（昭和24年法律 第270号）の規定による私 立大学及び私立高等専門学 校以外の私立学校並びに私 立専修学校及び私立各種学 校の設置等並びにこれらの 学校を設置する法人の設立 等についての審議並びにこ れらの学校に関する重要事 項についての知事に対する 建議に関する事務	教育・学 術振興課	鳥取県私立 学校審議会	私立学校法（昭和24年法律 第270号）の規定による私 立大学及び私立高等専門学 校以外の私立学校並びに私 立専修学校及び私立各種学 校の設置等並びにこれらの 学校を設置する法人の設立 等についての審議並びにこ れらの学校に関する重要事 項についての知事に対する 建議に関する事務	教育・学 術振興課
略			略		
鳥取県固定 資産評価審 議会	地方税法（昭和25年法律第 226号）第401条の2第2項 及び第3項の規定による固 定資産評価基準の細目及び 固定資産の価格等の修正に 関する知事の勧告並びにそ の他固定資産の評価に関す る事項についての調査及び 審議に関する事務	税務課	鳥取県固定 資産評価審 議会	地方税法（昭和25年法律第 226号）第401条の2第2項 及び第3項の規定による固 定資産評価基準の細目及び 固定資産の価格等の修正に 関する知事の勧告並びにそ の他固定資産の評価に関す る事項についての調査及び 審議に関する事務	税務課
鳥取県内水 面利用調整 委員会	鳥取県内水面利用調整委員 会条例（平成15年鳥取県条 令第55号）第2条の規定に よる内水面の利用等に係る 争いに係るあっせん及び仲 裁に関する事務	行政監察 室（水産 課が担当 する事務 及び議会 対応に関 すること を除く。） 水産課 （内水面 の利用に 係る資料 の収集、 法令の調 査その他 の調査等 に関する ことに限 る。） 行政監察 室及び水 産課（議 会対応に 関するこ とに限 る。）			

略		
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	協働推進室
鳥取県文化芸術振興審議会	鳥取県文化芸術振興条例（平成15年鳥取県条例第53号）第17条第1項の規定による文化芸術の振興に関する事項の調査審議及び同条第2項の規定による文化芸術の振興に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	文化観光局文化芸術課
略		
略		建築課
鳥取県建築士審査会	建築士法（昭和25年法律第202号）第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	
略		

（内部組織の所掌事務）

第20条 略

第1節の2 防災監の所管に属する機関

（設置）

第20条の2 消防学校を次のとおり置く。

略		
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	協働推進室
略		
略		建築課
鳥取県建築士審査会	建築士法（昭和25年法律第202号）第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災危機管理課
略		

（内部組織の所掌事務）

第20条 略

名 称	位 置
鳥取県消防学校	米子市

(所掌事務)

第20条の3 消防学校は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第26条の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。

第9節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第8節の3 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第9節 防災監の所管に属する機関

(設置)

第156条の25 消防学校を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県消防学校	米子市

(所掌事務)

第156条の26 消防学校は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第26条の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則等の一部改正)

2 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規則名	条項	改正前	改正後
日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)	第3条第1号	部	部等
		、参事監並びに防災監	並びに参事監
鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)	第2条第1号	部	部及び防災監(以下「部等」という。)
	第3条第1項及び第2項	部	部等
	第5条第1項	部長	部長(防災監を含む。以下同じ。)
鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)	第2条第1号	部長	部長(防災監を含む。)

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）	第2条第1号	各部	各部及び防災監
		及び	並びに

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

3 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（11）略</p> <p>（12）<u>防災監 組織規則第5条第1項に規定する防災監の長をいう。</u></p> <p>（13）略</p> <p>（14）略</p> <p>（15）略</p> <p>（16）略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（11）略</p> <p>（12）略</p> <p>（13）略</p> <p>（14）略</p> <p>（15）<u>防災監 組織規則第15条第8項の規定により置かれる防災監をいう。</u></p> <p>（16）略</p>

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第82号

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県景観形成条例施行規則（平成5年鳥取県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 条例第12条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>独立行政法人緑資源機構</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u></p> <p>（5）～（12）略</p>	<p>第11条 条例第12条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>緑資源公団</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）<u>日本鉄道建設公団</u></p> <p>（5）～（12）略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第83号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第4（第9条関係）	別表第4（第9条関係）
1～6 略	1～6 略
7 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	7 日本鉄道建設公団
8 独立行政法人緑資源機構	8 緑資源公団
9 独立行政法人水資源機構	9 水資源開発公団
10～17 略	10～17 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第84号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（返還の債務の履行猶予）	（返還の債務の履行猶予）
第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予すること	第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予すること

ができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務(ア(カ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事しているとき(ア(ケ)に掲げる施設の業務に従事している場合)にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。)

ア 県内の施設

(ア)~(エ) 略

(オ) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(カ)~(ケ) 略

イ 県外の施設

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設(以下「のぞみの園」という。)

(4) 大学院の修士課程の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務(ア(エ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(オ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事しているとき(ア(キ)に掲げる施設の業務に従事している場合)にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。)

ア 略

イ 県外の施設

のぞみの園

(5)及び(6) 略

ができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務(ア(カ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事しているとき(ア(ケ)に掲げる施設の業務に従事している場合)にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。)

ア 県内の施設

(ア)~(エ) 略

(オ) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された国立療養所

(カ)~(ケ) 略

イ 県外の施設

心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設(以下「福祉施設」という。)

(4) 大学院の修士課程の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務(ア(エ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(オ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事しているとき(ア(キ)に掲げる施設の業務に従事している場合)にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。)

ア 略

イ 県外の施設

福祉施設

(5)及び(6) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているものが引き続き同表の右欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、改正後の看護職員修学資金貸付規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の規定により指定された国立療養所	独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第17条の規定による改正後の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号に規定する施設

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第85号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用等の許可の申請）</p> <p>第2条 条例第3条第1項又は第3項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項ただし書の規定による申請をした者は、<u>使用等の許可</u>を受けたときは、速やかに当該<u>使用等の許可</u>に係る様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>その1 略</p> <p>その2 （岸壁若しくは物揚場を貨物の一時置場として使用する場合又は野積場若しくは港湾施設用地を使用する場合）</p> <p style="text-align: center;">港湾施設の使用等の許可申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様 申請者 住 所 氏 名 ㊟</p>	<p>（使用許可の申請）</p> <p>第2条 条例第3条の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項ただし書の規定による申請をした者は、<u>使用許可</u>を受けたときは、速やかに当該<u>使用許可</u>に係る様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>その1 略</p> <p>その2 （岸壁若しくは物揚場を貨物の一時置場として使用する場合又は野積場若しくは港湾施設用地を使用する場合）</p> <p style="text-align: center;">港湾施設使用許可申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様 申請者 住 所 氏 名 ㊟</p>

(法人にあっては、名称及び代表者の
氏名)
電話番号

下記のとおり港湾施設を使用し、又は港湾施設に工
作物その他の設備を設置したいので、港湾法施行細則
第2条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

略

略

注 略
その3及びその4 略

(法人にあっては、名称及び代表者の
氏名)
電話番号

下記のとおり港湾施設を使用したいので、港湾法施行
細則第2条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

略

略

注 略
その3及びその4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第27号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中
項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改
正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正
部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員) 第9条の2 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分 の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高 速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列 車等」という。)を利用しないで通勤するものとした 場合における通勤距離が60キロメートル(特別急行列 車を利用する場合にあっては、40キロメートル)以上	(通勤の実情に変更を生ずる職員) 第9条の2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で 定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合 には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の 通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなるこ と等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列 車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定

若しくは通勤時間が90分（特別急行列車を利用する場合にあっては、60分）以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員（これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあっては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。）とする。

- 2 給与条例第10条第3項第2号の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第9条の3 給与条例第10条第3項第2号の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

（特別急行列車等の利用の基準）

第9条の4 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が30分（特別急行列車を利用する場合にあっては、20分）以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

- 2 給与条例第10条第3項第1号の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が20分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

める基準に照らして困難であると認められるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第9条の3 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

（特別急行列車等の利用の基準）

第9条の4 給与条例第10条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- （1）特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであること。
- （2）高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当するものと人事委員会が認めるものであること。

3 給与条例第10条第3項第2号及び同条第4項の人事委員会規則で定める基準は、高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

(特別料金等の2分の1相当額の算出の基準)

第9条の5 給与条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当する額(以下「特別料金等の2分の1相当額」という。)の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等及び高速自動車国道等特別料金等の額によるものとする。

2 略

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の6 給与条例第10条第4項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(権衡職員等の適用)

第9条の7 給与条例第10条第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

第9条の8 給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰

(特別料金等の2分の1相当額の算出の基準)

第9条の5 給与条例第10条第3項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額(以下「特別料金等の2分の1相当額」という。)の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 略

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の6 給与条例第10条第4項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(権衡職員等の適用)

第9条の7 給与条例第10条第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

第9条の8 給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰

の日後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の4第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

- (2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の4第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) 略

の日後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。)

- (2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から15日を経過するまでの間において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第56号)の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第38号)第10条第3項の職員たる要件を具備する職員に対する改正後の通勤手当の支給に関する規則第10条の規定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成15年鳥取県人事委員会規則第27号)の施行の日から30日」とする。